

# 東映団地建築規約

(目的)

第1条 この規約は、東映団地における建築物の敷地、構造、用途等に一定の基準を設けることにより、近隣の利害の調整をはかり既住居者との紛争を未然に防止し、住宅団地として良好な生活環境の確保と品位の維持を目的とする。

(遵守義務)

第2条 東映団地内の土地所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「権利者」という。）は建物の新築及び増改築にあたってはすべてこの基準を遵守しなければならない。

(建築物の基準)

第3条 東映団地の建築物は、次の基準によらなければならない。

- 1 一戸建ての住宅（多世帯同居住宅は、玄関が2箇所以内に限る。）
- 2 兼用住宅（第1種低層住居専用地域に建築することができる用途に限る。）
- 3 診療所
- 4 前各号に附属する建築物
- 5 前各号の建築物は次に定めるところによる。
  - (ア) 建築物の高さは、地盤から10メートル、軒の高さは7メートル以下とする
  - (イ) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は北側（別紙東映団地地域図に示す側をいう。）1メートル以上、その他は0.75メートル以上とする  
ただし、次に定める建築物の部分については、この限りでない
    - (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下のもの
    - (2) 附属建築物（車庫を除く。）で、高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5.0平方メートル以内のもの
    - (3) 附属車庫で、地階にあるもの又は建築物の高さが地盤から2.5メートル以下で、かつ床面積の合計が20.0平方メートル以内のもの
  - (ウ) 犬小屋等の畜舎の床面積は、3.3平方メートル以内とする
  - (エ) 敷地が道路、河川、公園、ゴミ収集所及び団地外に接するときは、(イ)の規定は適用しない
- 6 建築物の敷地は、現存の地盤及び区画の変更は行ってはならない。  
ただし、次に掲げる行為を除く。
  - (ア) 駐車スペース、門扉又はフェンス等の築造
  - (イ) 敷地面積130平方メートル以上を確保する区画の変更

(ウ) 区画の統合と規約改正時の区画の復元

(届出)

第4条 第2条に定める権利者が団地内に建物を建築しようとするときは、予め自治会長に対してその建築物及び敷地の状況が第3条の規定に適合するものであることを証する図面等を添えその建築物の影響の及ぶ近隣関係者に説明を行い、その承諾を得た上で別紙様による届書を提出しなければならない。

(審査)

第5条 自治会長は、権利者から前条に基づく届出書を受領したら、すみやかに第7条に定める建築審査委員会の審査に附し、その結果を権利者に通知するものとする。

(違反者の措置)

第6条 自治会長は前条の審査の結果、その建物が第3条の規定に違反しているときは、当該権利者に是正の措置を求めるものとする。

2 当該権利者が前項の是正措置に応じないときは、自治会長は建築審査委員会の意見を聞いて、相当の対抗措置をとることができる。

(委員会)

第7条 第5条の審査及び第6条2項の違反者への措置に関する意見を述べるため建築審査委員会を設置する。

2 建築審査委員会は次の役員で構成する。

委員長1名、副委員長1名、委員若干名

3 委員は、当団地内に居住する権利者から選出し、自治会長が任命する。

4 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

5 委員長および副委員長は委員の互選とする。

6 委員長は委員会を代表し、その事務を統括する。

副委員長は委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(規定の廃止及び変更)

第8条 この規定の廃止及び改正については、権利者総数の3分の1以上の発案に基づき、その3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

(発効期日)

第1条 この規約は昭和52年1月1日から施行する。

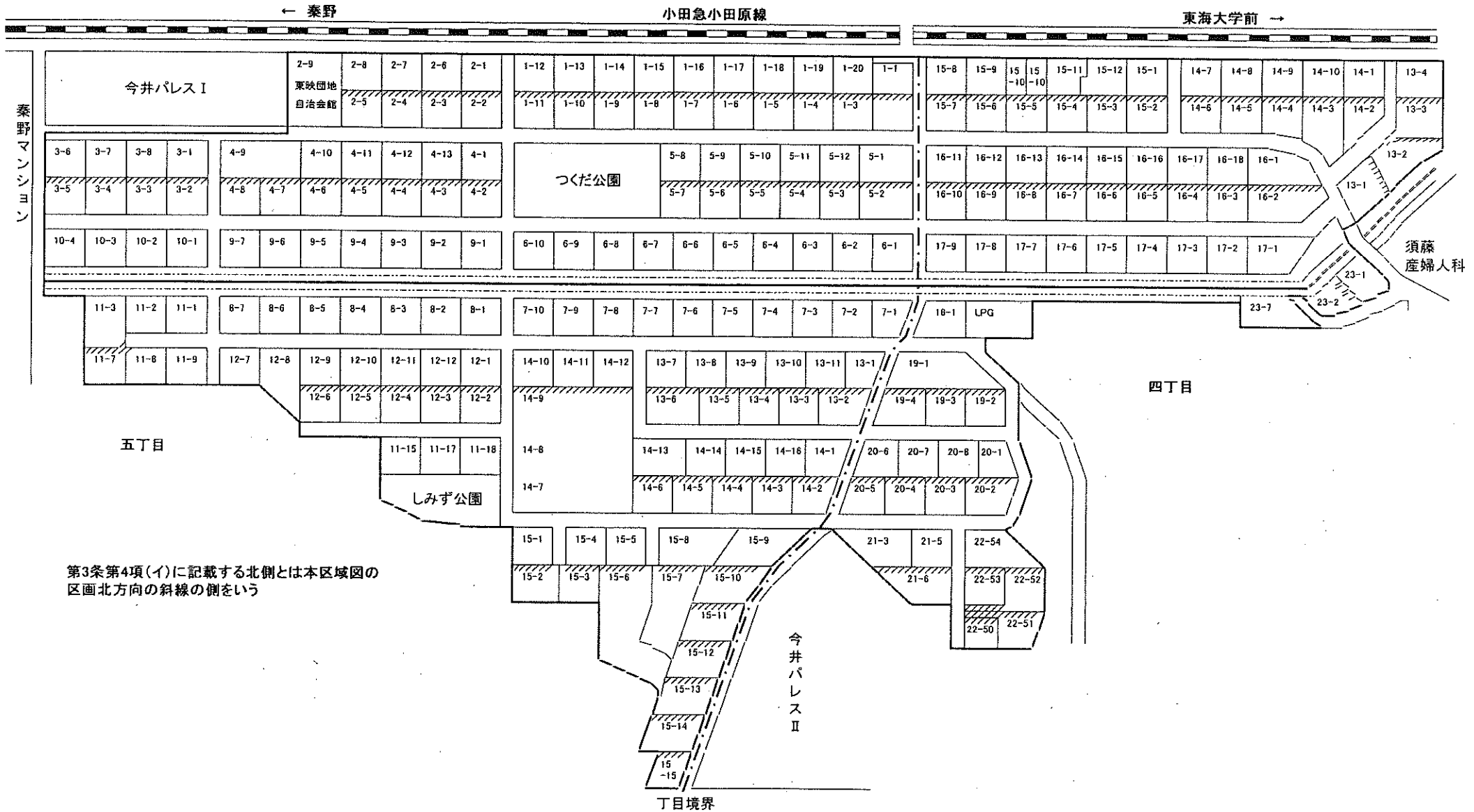
第2条 この規約の改正は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 この規約の改正前に完成した建物及び建築中の建物については第3条の規定を適用しない。

# 東映団地地域図

秦野市南矢名四・五丁目地内



第3条第4項(イ)に記載する北側とは本区域図の  
区画北方向の斜線の側をいう